

令和5年(2023年)6月1日

お客様 各位

豊中市市民ホール等指定管理者

豊中市立伝統芸能館 利用料金改定のお知らせ

平素より、豊中市立伝統芸能館をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、豊中市立伝統芸能館条例の改正に伴い、令和6年(2024年)8月1日利用分から、施設利用料金を下記の通り改定いたします。

今後とも皆さまによりよい施設をご提供できるよう、スタッフ一同努めてまいりますので、なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

■令和6年(2024年)8月1日からの施設利用料金(改定後)

施設	利用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9～12時	13～17時	18～21時	9～17時	13～21時	9～21時
多目的 ホール	平日 ・土日祝	4,800	6,400	4,800	11,200	11,200	16,000

※令和6年(2024年)8月1日利用分より上記料金が適用されます。

※上記の他に、市外料金が必要な場合がございます。詳しくはホールまでお問い合わせください。なお、附属設備利用料金に改定はありません。

以上